

石生活

ISHIZUCHI

7

共済だより

平成30年(2018)

Vol.300

—ご家族でご覧ください—

権現山 流しそつめん

大豆を使った手作りダンゴが
美味しいっしょ



CONTENTS

- 平成20年度決算の概要 2
- 特定健康診査を受診しましょう！ 9
- 平成29年度 医療費の状況をまとめました 10
- 被扶養者の資格調査にご協力ください！ 14
- 地共済年金情報Webサイトのご案内 17
- 普通貸付・物資供給事業が便利です 18
- 共済事業に関する懇談会を開催します！ 19

愛媛県市町村職員共済組合
<http://www.ehime-kyosai.jp/>

決算の概要

平成29年度

平成29年度の決算が、5月28日に開催された第197回組合会で承認されました。
各経理の決算概要は次のとおりです。

経理別収支決算一覧表

(単位：千円)

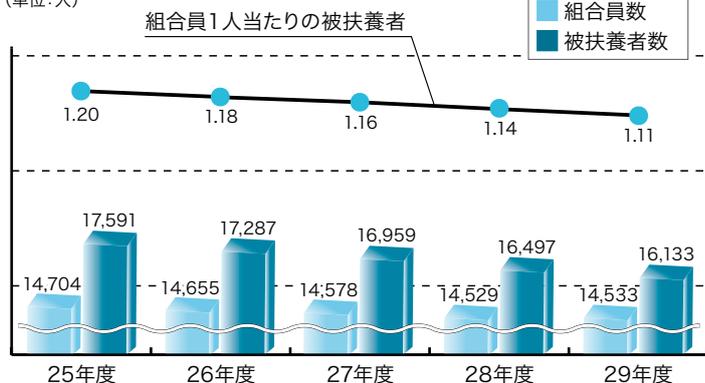
区分	収入	支出	当期利益金 (△当期損失金)
短期経理	10,229,949 921,528	10,294,841 909,491	△ 64,892 12,037
厚生年金保険経理	19,726,669	19,726,669	0
退職等年金経理	1,275,134	1,275,134	0
経過的長期経理	76,503	76,503	0
経過的長期預託金管理経理	60,865	60,865	0
業務経理	292,035	278,154	13,881
保健経理	396,183 5,446	386,338 5,446	9,845 0
宿泊経理	280,517	155,748	124,769
貯金経理	644,569	700,543	△ 55,974
貸付経理	78,175	79,330	△ 1,155
物資経理	8,576	9,192	△ 616

※短期経理の欄の上段は医療保険、下段は介護保険の収支を示す。

※保健経理の欄の上段は保健事業、下段はメンタルヘルス対策事業の収支を示す。

組合員数と被扶養者数の推移 (任意継続組合員を除く。)

(単位：人)



年金種類別支給件数の推移

(単位：人)



年金種類別支給件数・1件当たり金額

(単位：件、円)

区分	支給件数	1件当たり金額
退職共済年金	10,179	1,230,906
遺族共済年金	2,772	1,285,000
退職年金	533	2,044,941
遺族年金	296	1,174,076
老齢厚生年金	3,005	932,103
遺族厚生年金	487	1,157,819

この経理は、平成27年10月の被用者年金一元化以降の厚生年金給付等の原資となる組合員保険料・負担金を収納し、全国市町村職員共済組合連合会(以下「全国連合会」という。)へ納付する経理です。
平成29年度は、197億2670万円を収納し、全額を全国連合会へ納付しました。

厚生年金保険経理

この経理は、平成27年10月の被用者年金一元化以降、それまでに裁定された公務障害給付等に係る負担金を収納し、全国連合会へ納付する経理です。
平成29年度は、7650万円を収納し、全額を全国連合会へ納付しました。

経過的長期経理

この経理は、平成27年10月の被用者年金一元化以降、職域年金部分廃止後の新たな年金として創設された退職等年金給付及び平成27年10月以後に裁定された公務障害給付・公務遺族給付の原資となる掛金・負担金を収納し、全国連合会へ全額納付する経理です。
平成29年度は、12億7510万円を収納し、全額を全国連合会へ納付しました。

退職等年金経理

平成29年度決算概要

短期経理

〈短期給付関係〉

29年度は、財源率を前年度より5.94%引き上げた103.92%とし、3年ぶりに全国連合会が実施する財政調整事業・特別財政調整事業の交付金を受ける運営となりました。

収入総額は、掛金・負担金など102億2990万円で、高齢者医療運営円滑化等事業費の国庫補助金8450万円が交付されたことや給与のプラス改定が影響し、前年度と比べ5億8760万円の増となりました。

一方、支出総額は、102億9480万円で、高齢者医療制度に係る拠出金等の大幅な増加により、前年度と比べ10億4620万円の増となりました。高齢者医療制度に係る拠出金等の総額は48億5380万円で、支出額に占める割合は47%を占めており、依然として短期経理の財政を圧迫しています。

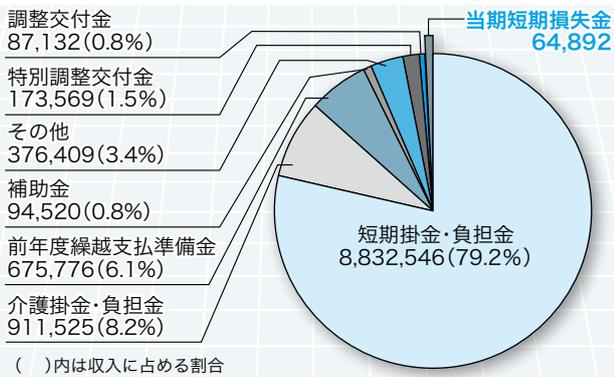


収支決算の結果、6490万円の当期損失金が生じたので、前年度から繰り越した積立金を取り崩して補てんしました。
※医療費の状況については、10Pをご覧ください。

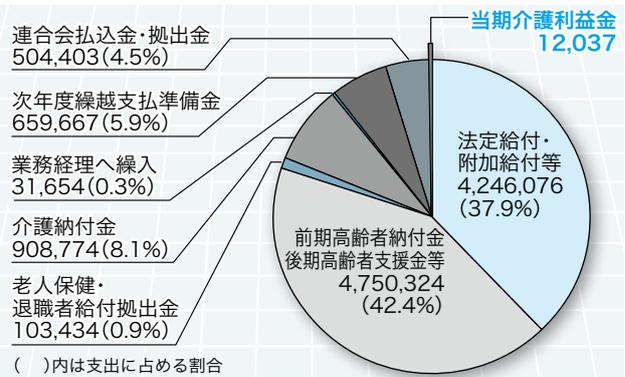
〈介護保険関係〉

29年度は、財源率を前年度より1.92%引き上げた14.32%とし運営した結果、介護保険事業費補助金1000万円が交付されたことなどにより1200万円の当期利益金を計上しましたので、全額を介護積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

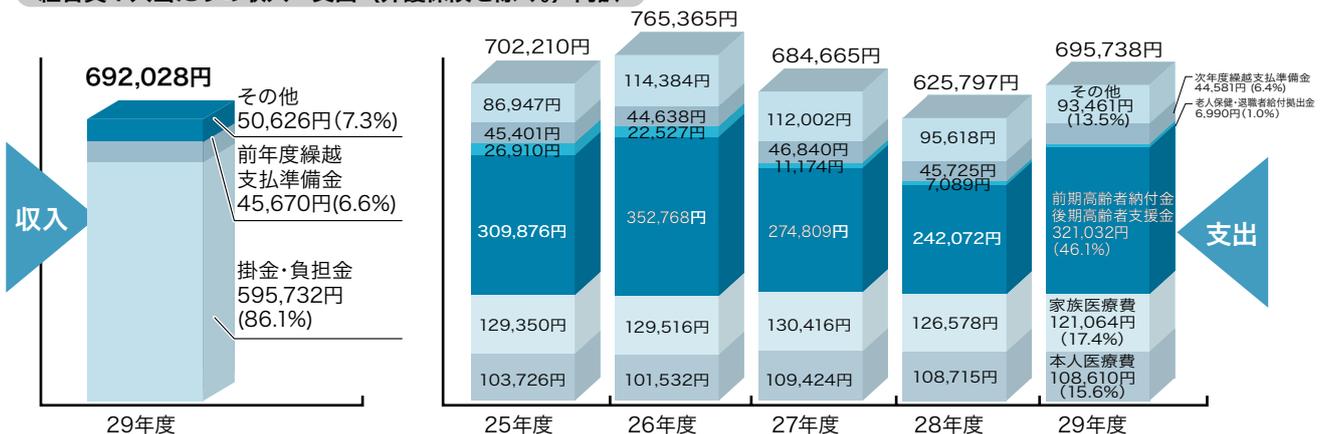
収入 11,151,477 (単位:千円)



支出 11,204,332 (単位:千円)



組合員1人当たりの収入・支出（介護保険を除く。）内訳



業務経理

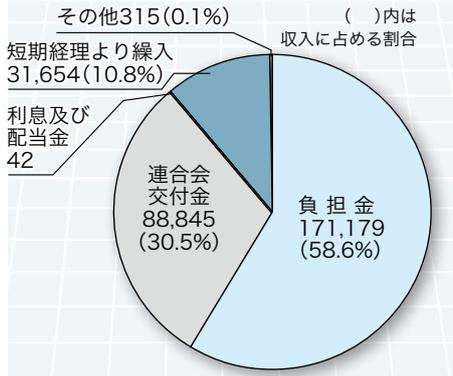
この経理は、短期給付及び長期給付事業の事務に要する費用を賄う経理です。

29年度の収入総額は、地方公共団体からの負担金、短期経理からの繰入金及び全国連合会からの交付金など2億9200万円となりました。

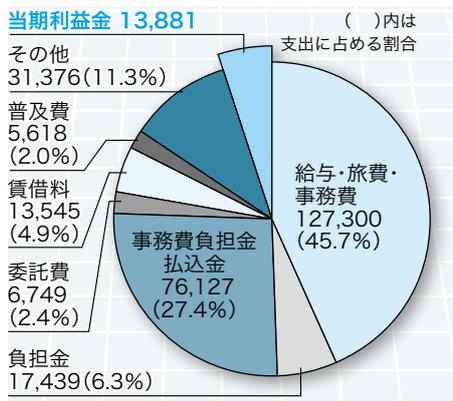
一方、支出総額は、2億7810万円で、諸経費の節減に努めた結果、事業計画より1550万円の減となりました。

収支決算の結果、1390万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

収入 292,035 (単位：千円)



支出 278,154 (単位：千円)



保健経理

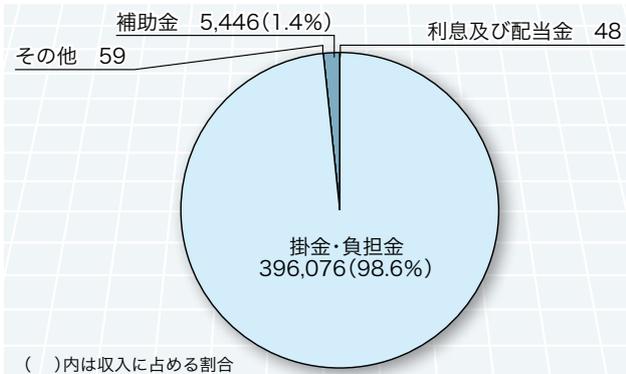
この経理は、人間ドック等の利用助成や特定健康診査及び特定保健指導など組合員及びその被扶養者の健康の保持・増進事業を行う経理です。

収入総額は、掛金・負担金など4億160万円となり、前年度と比べ120万円の減となりました。

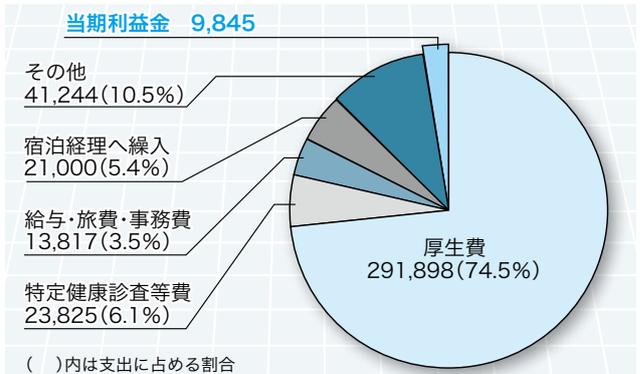
一方、支出総額は、人間ドック等の利用助成などを行う厚生費2億9190万円をはじめ、特定健康診査等費2380万円など、3億9180万円となりました。

収支決算の結果、980万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

収入 401,629 (単位：千円)



支出 391,784 (単位：千円)



人間ドック・脳ドック利用者数及び補助金額の推移



(備考) 人間ドック等利用助成金を平成25年度は14,000円から24,000円に、平成26年度は27,000円に引き上げ、平成28年度は25,000円に引き下げた。

保健事業実施状況

項目	金額 (千円)	割合 (%)
人間ドック利用助成	244,843	77.6
脳ドック利用助成	7,269	2.3
特定健診・特定保健指導	23,825	7.6
愛媛共済会館利用助成	11,417	3.6
がん検診等補助	6,373	2.0
福祉施設利用助成	695	0.2
インフルエンザ予防接種補助	11,789	3.7
県・市町連携メンタルヘルス	5,422	1.7
その他	4,090	1.3
合計	315,723	100.0

平成29年度決算概要

宿泊経理

この経理は「えひめ共済会館」の経営を行う経理です。

収入総額は、施設収入95330万円や本年4月からの改修工事に係る貯金経理からの繰入金1億2280万円など2億8050万円となりました。

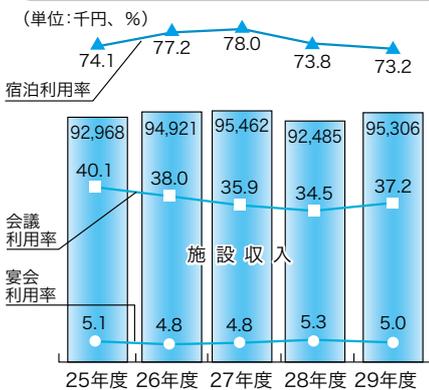
一方、支出総額は、諸経費の節減に努めた結果、1億5570万円となりました。

収支決算の結果、1億2480万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

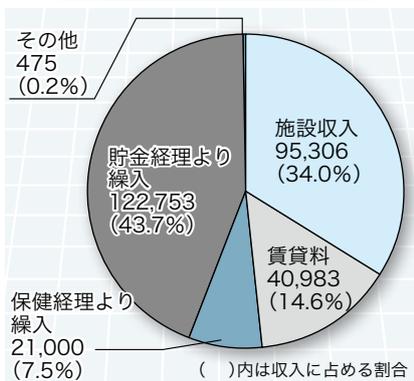
えひめ共済会館は、老朽化・防災対策に係る改修工事のため、本年4月から8月末まで休館しております。より、安全・安心で快適な施設として9月1日リニューアルオープンいたしますので、組合員の皆さまのさらなる御愛顧を賜りますようお願いいたします。

なお、9月1日以降のご予約については、休館中も午前7時30分から午後7時30分まで承っております。

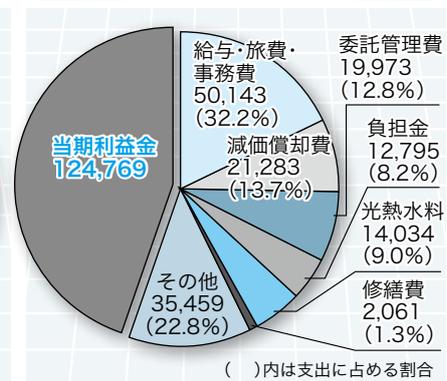
えひめ共済会館施設収入及び利用率の推移



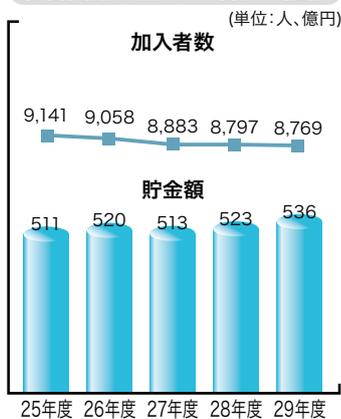
収入 280,517 (単位: 千円)



支出 155,748 (単位: 千円)



組合員貯金額・加入者数の推移



この経理は、組合員の皆さまの生活設計に寄与することを目的とした共済貯金事業を行う経理です。貯金者数は8769人で、組合員加入率は前年度から0.25%減の59.41%となりました。

収入総額は、資金運用による利息及び配当金など6億4460万円であり、前年度と比べ1360万円の減となりました。

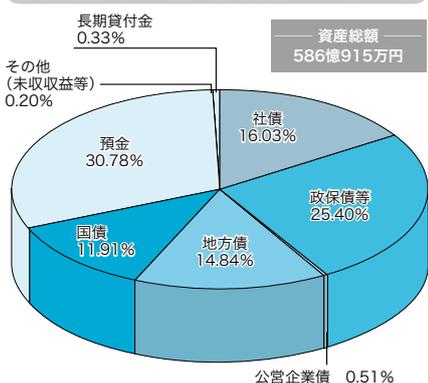
一方、支出総額は、支払利息5億2880万円や宿泊経理への繰入金1億2280万円など7億50万円となりました。

収支決算の結果、5600万円の当期損失金を計上しましたので、前年度から繰り越した積立金を取り崩して補てんしました。

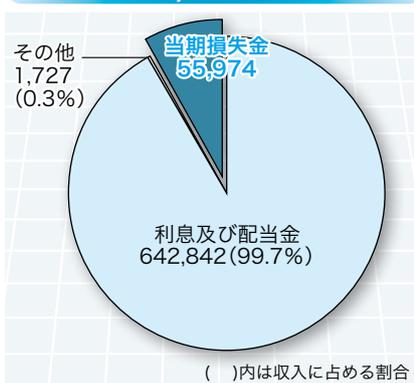
貯金経理

この経理は、組合員の皆さまの生活設計に寄与することを目的とした共済貯金事業を行う経理です。

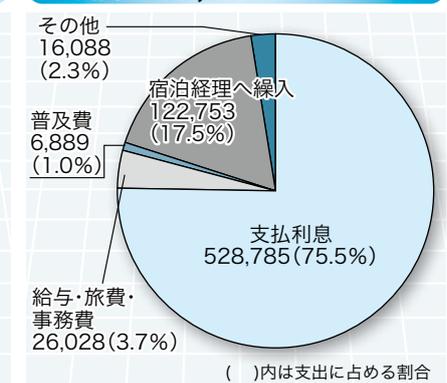
平成29年度決算 貯金経理 資産構成割合



収入 644,569 (単位: 千円)



支出 700,543 (単位: 千円)



貸付経理

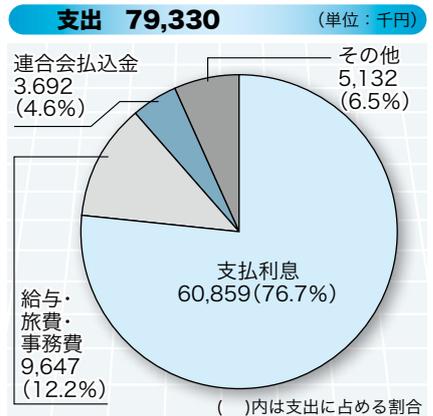
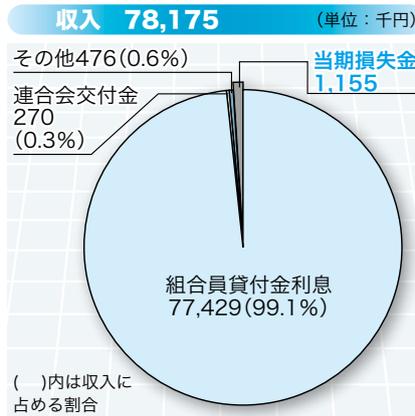
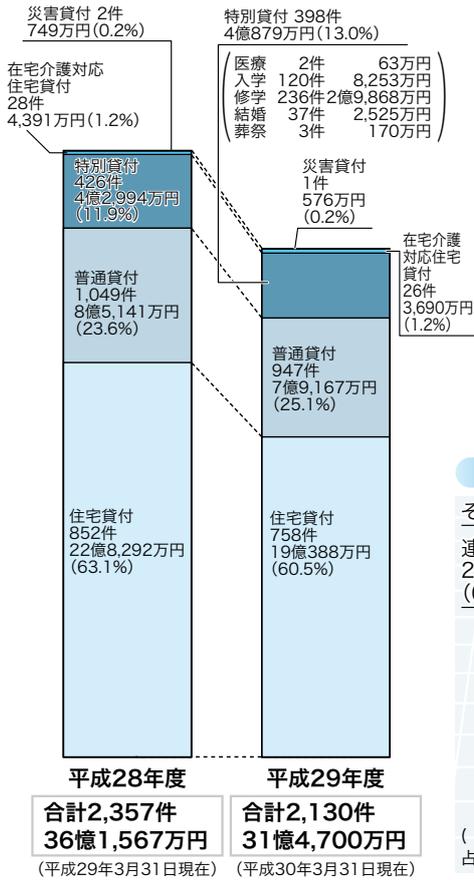
この経理は、年金の原資である積立金から資金を借り入れて、組合員の皆さまに貸付けを行う経理です。

収入総額は、7810万円で、本年1月に組合員貸付利率を1・4%引き下げ年利1・26%としたことから、前年度と比べ2730万円の減となりました。

一方、支出総額は、7930万円で、貸付利率の引下げに伴い、経過的長期預託金管理経理からの借入利率が1・4%引き下げられたことから、前年度と比べ2680万円の減となりました。

収支決算の結果、120万円の当期損失金が生じたので、前年度から繰り越した積立金を取り崩して補てんしました。

組合員貸付金の状況



物資供給事業販売状況 (単位：件、千円、%)

販売品目	件数	金額	割合
自動車	66	99,455	97.2
自動二輪車	3	2,367	2.3
家具	1	210	0.2
その他	2	342	0.3
合計	72	102,374	100.0

物資経理

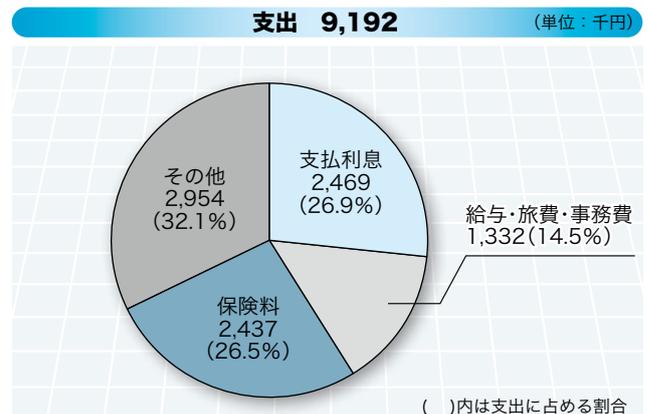
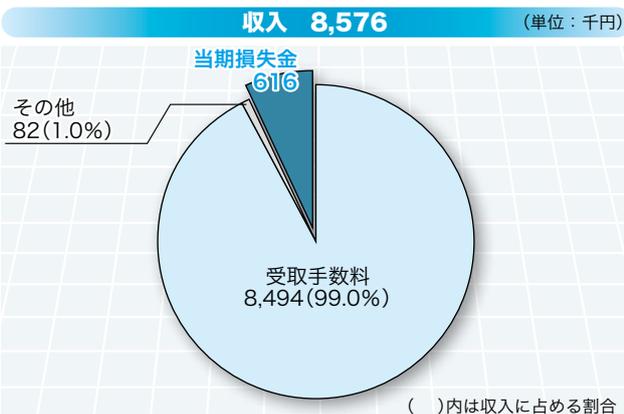
この経理は、組合員の皆さまが、本組合が契約する「指定店」で自動車等生活必需品を購入する際に、購入代金を本組合が一括して立替払いする事業を行う経理です。

収入総額は、指定店からの販売手数料や物資利用組合員からの立替金利息など860万円となりました。

一方、支出総額は、支払利息や貸付事故に係る保険料など920万円となりました。

収支決算の結果、60万円の当期損失金を計上しましたので、前年度から繰り越した積立金を取り崩して補てんしました。

なお、本年1月から立替金利率を1%引き下げ、年利1・9%としています。





経過的長期 預託金管理経理

この経理は、平成27年10月の被用者年金一元化以降、全国連合会から年金積立金の一部の預託を受けて、管理・運用を行う経理です。

収入総額は、運用により生じた利息及び配当金など6090万円で、金額を全国連合会へ払い込みました。

資金運用に関する情報は、本組合のホームページで7月2日に公開しています。

Topic 50歳代のライフプラン セミナーを開催します！



ランチ付き

生涯にわたって充実した生活を送るためのライフプランの作成方法や家庭経済設計、健康づくりについて、一般財団法人地域社会ライフプラン協会及び明治安田ライフプランセンター株式会社から専門の講師を迎え、愛媛県市町村職員互助会と共同で、ライフプランセミナーを開催します。ぜひご参加ください。

- 開催日 平成30年11月7・8・9日（地区別に3日間開催）
- 開催場所 えひめ共済会館 ○対象者 50歳以上の組合員 ○定員 200名
- 参加希望者の募集方法
9月に所属所の共済事務担当課（係）を通じて募集します。

昨年の参加者の声

- ライフプラン計画表を作成したくなかったが、もっと早く知っていてこの計画表を家族で作成してみたかった。（59歳）
- 早めに受講したほうがよいときいていたので、参加してみましたが、ほんとに早めの受講良かったと思います。退職後の人生を思い浮かべるよいきっかけとなりました。（54歳）

70歳以上の高額療養費制度の見直しについて (平成30年8月～)

70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が次のとおり変更になります。

所得区分	自己負担限度額(月単位)	
	外来(個人ごと)	外来・入院(世帯)
現役並み所得者 (標準報酬月額 28万円以上で 一部負担割合が3割の高齢受給者)	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回該当: 44,400円)
標準報酬月額 83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	(多数回該当: 140,100円)
標準報酬月額 53~79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	(多数回該当: 93,000円)
標準報酬月額 28~50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	(多数回該当: 44,400円)
— 般 (上記及び住民税非課税者以外の者)	14,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円(多数回該当: 44,400円)
	18,000円 (年間14.4万円上限)	変更なし

※ 住民税非課税の方は現行どおりで、見直しはありません。

※ 多数回該当の限度額は、過去12か月に高額療養費の支給が3回以上あった場合に4回目から適用されます。

インフラオレーション

保健課からのお知らせです。

■ えひめ共済会館休館中の新婚・
銀婚利用助成及び永年勤続利
用助成の取扱いについて

えひめ共済会館の休館中(平成30年4月1日から同年8月31日まで)に、新婚・銀婚利用助成及び永年勤続利用助成の助成対象期間が含まれる場合は、休館期間相当分(暦年計算)について、助成対象期間を延長します。

詳しい内容につきましては、ホームページでご確認ください。

■ はり・きゆう施術料助成の廃止について

平成29年度をもって、はり・きゆう施術料助成を廃止しました。
ただし、平成30年3月31日までに受けた施術については、助成の対象となりますので、請求忘れがないよう、速やかにご請求ください。

【この記事についての問合せ先】

共済組合保健課 厚生係

☎ 089(945)6318



特定健康診査を受診しましょう

(特定健康診査・特定保健指導のご案内)

特定健康診査とは、本年度中に40歳～74歳になる医療保険加入者全員を対象とし、メタボリックシンドローム等の生活習慣病の早期発見を目的とした健診です。

対象となる方には、6月初旬に「特定健康診査受診券(セット券)」(受診券)をご自宅(共済組合届出住所)に送付しています。特定健康診査の結果、特定保健指導の対象となった方には、対象者の自宅宛に、随時「特定保健指導利用券」(利用券)を送付します。

特定健康診査の受診方法及び特定保健指導の利用方法等については下記のとおりです。

特定健康診査

- 受診券送付対象者
40歳～74歳の被扶養者
(人間ドック利用者を除きます。)
- 受診方法
受診券に同封の**契約実施機関で予約のうえ**受診してください。費用は共済組合が負担するため**無料で受診できます。**
- 有効期限
平成30年12月31日
- その他
一部の契約実施機関では、特定保健指導対象者に健診当日の特定保健指導も無料で利用できます。

特定保健指導

- 利用券送付対象者
特定健康診査で「動機付け支援」又は「積極的支援」と判定された被扶養者
- 利用方法
利用券に同封の**契約実施機関へ予約のうえ**利用してください。費用は共済組合が負担するため**無料で利用できます。**
- 有効期限
平成31年3月31日

※ 組合員本人については、職場の健康診断又は人間ドックを受診するため受診券の配付はありません。また、共済組合の保健師が所属所にお伺いして保健指導を行うため、利用券についても配付はありません。

パート先等で健診を受診した方へ

受診券を使用せず下表の検査項目が全て含まれる検査結果の写し等を共済組合に送付すると・・・

必要な項目	
基本情報	健診日・健診機関名
既往歴等	既往歴・自覚症状・他覚症状
身体計測	身長・体重・腹囲・BMI
血圧測定	収縮期血圧・拡張期血圧
脂質検査	中性脂肪(TG)・HDLコレステロール・LDLコレステロール
肝機能検査	AST(GOT)・ALT(GPT)・ γ -GT(γ -GTP)
血糖検査	空腹時血糖またはHbA1cまたは随時血糖(食事開始から3.5時間未満を除く。)
尿検査	尿糖・尿たんぱく
医師の診断	診断・診断をした医師の氏名

特定保健指導を利用した方へ

共済組合から送付された利用券を使用して、特定保健指導を利用し、終了すると・・・

それぞれ、

1,000円分の図書カードをプレゼントします。

共済組合の人間ドック利用助成を受ける方は対象になりません。

詳細は、受診券及び利用券に同封の案内文書をご確認いただき、ご不明な点などありましたら共済組合保健課厚生係までご連絡ください。

【問合せ先】 共済組合保健課 厚生係 ☎089 (945) 6318

平成29年度は組合員・被扶養者ともに医療費はやや減少

平成25年度からの1人当たり医療費及び3要素(受診率、1件当たり日数、1日当たり医療費)の推移をみてみました。

平成29年度は前年度と比べて、組合員、被扶養者ともに1件当たり日数は減少しました。総医療費が減少したことなどにより、1人当たり医療費も減少となりました。しかしながら、依然として短期財政は厳しい財政状況にありますので、皆さまには、引き続き健康の保持、生活習慣病の予防に心がけていただきますようお願いします。

1人当たり医療費

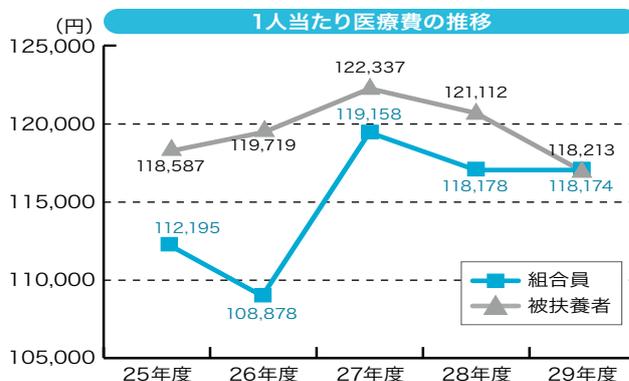
(1人が1年間使った平均医療費)

平成29年度の1人当たり医療費は、組合員が118,174円、被扶養者が118,213円となっています。

前年度と比較して、組合員は外来医療費は減少しましたが、入院医療費や薬剤費の増加により、全体でみると横ばいとなっています。

被扶養者は入院・外来・歯科・薬剤のいずれの医療費も減少したことにより、2,899円と大きく減少しています。

【医療費の3要素の推移】

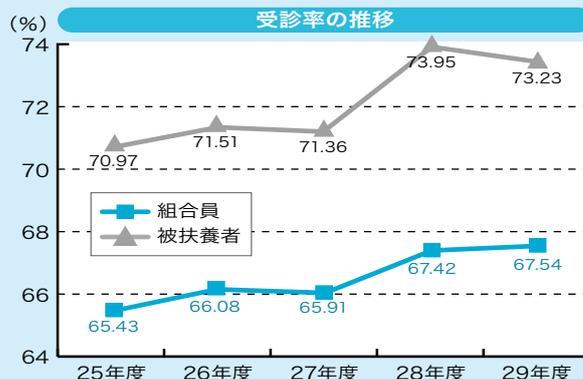


受診率

(1か月100人当たりの受診件数の割合)

平成29年度の受診率は、組合員が67.54%、被扶養者が73.23%と高い率となっています。前年度と比較して組合員は0.12%増加、被扶養者は0.72%減少しています。

組合員、被扶養者ともに、入院・外来については減少となり、歯科は増加しています。

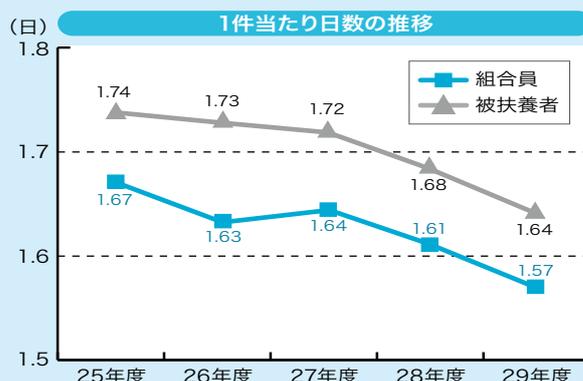


1件当たり日数

(1つの医療機関で1か月に受診した平均日数)

平成29年度の1件当たり日数は、組合員が1.57日、被扶養者が1.64日となっています。

前年度と比較して組合員、被扶養者ともに0.04日減少しており、年々減少傾向にあります。

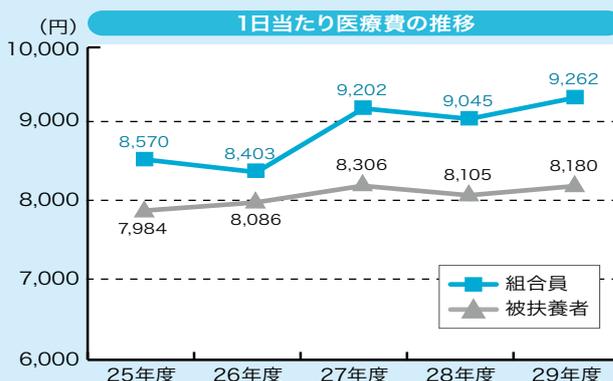


1日当たり医療費

(1日にかかった平均医療費)

平成29年度の1日当たりの医療費は、組合員が9,262円、被扶養者が8,180円となっています。

前年度と比較して組合員は217円増加、被扶養者も75円増加しております。26年度以前と比較すると、薬剤費の増加などの影響により高額となっています。



平成29年度 病類別医療費

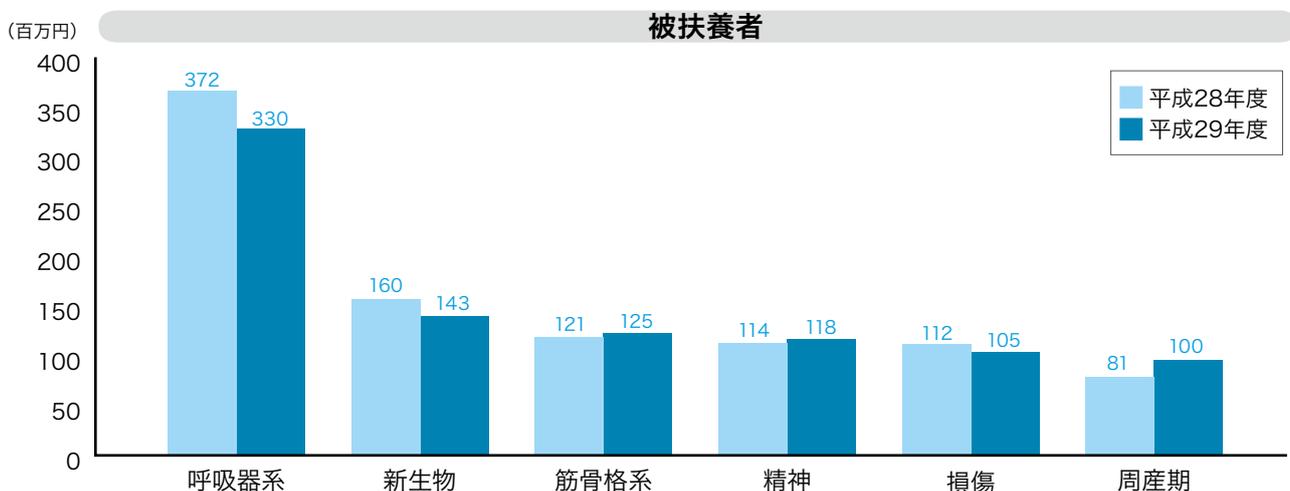
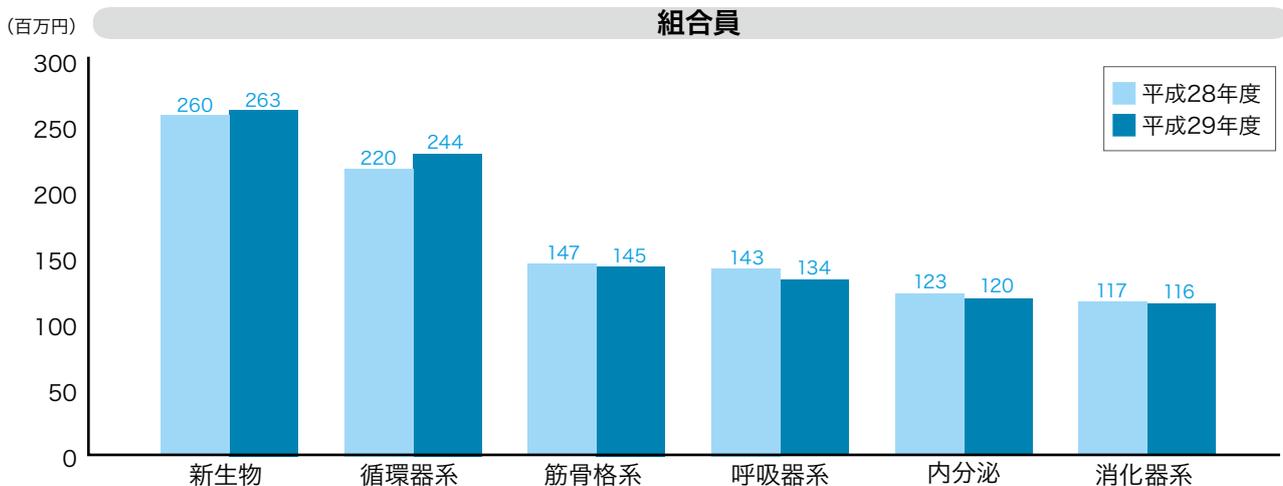
組合員は新生物、被扶養者は呼吸器系の医療費が1位

平成29年度における組合員の病類別医療費(28年度比)は、1位 新生物 2億6300万円(1.15%増加)、2位 循環器系 2億4400万円(10.90%増加)、3位 筋骨格系 1億4500万円(1.36%減少)となっています。平成24年度から26年度までは循環器系が1位でしたが、平成27年度以降は新生物が1位となり、医療費の14.40%を占めています。

被扶養者については、1位 呼吸器系 3億3000万円(11.29%減少)、2位 新生物1億4300万円(10.63%減少)、3位 筋骨格系 1億2500万円(3.31%増加)となっています。前年度と比較して、呼吸器系は4200万円、新生物は1700万円減少しましたが、筋骨格系は400万円の増加となりました。

病類別医療費 上位6位

(※歯科を除く)



病類別の主な疾患・症状

新生物

胃癌、大腸癌、直腸癌、肝癌、肺癌、乳癌、白血病、良性新生物

循環器系

高血圧、狭心症、心筋梗塞、心不全、脳梗塞、くも膜下出血、脳内出血

筋骨格系

腰痛症、坐骨神経痛、骨粗鬆症、慢性関節リウマチ、脊椎症、五十肩

消化器系

胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃炎、慢性肝炎、肝硬変、肝不全、胆石症、膵炎

内分泌

糖尿病、低血糖症、肥満症、甲状腺腫、バセドウ病、橋本病、末端肥大症

呼吸器系

急性鼻咽頭炎(かぜ)、アレルギー性鼻炎、肺炎、気管支炎、喘息、花粉症

精神

統合失調症、躁うつ病、認知症、アルコール依存症候群、神経症

損傷

骨折、頭蓋内損傷、脳震とう、内臓の損傷、熱傷、中毒、日射病

周産期

胎児発育遅延、低出生体重児、未熟児、巨大児、出産外傷、出産児仮死

4 定時決定の有効期間

その年の9月から翌年の8月まで(期間途中で随時改定等があった場合は、そのときまで)の1年間

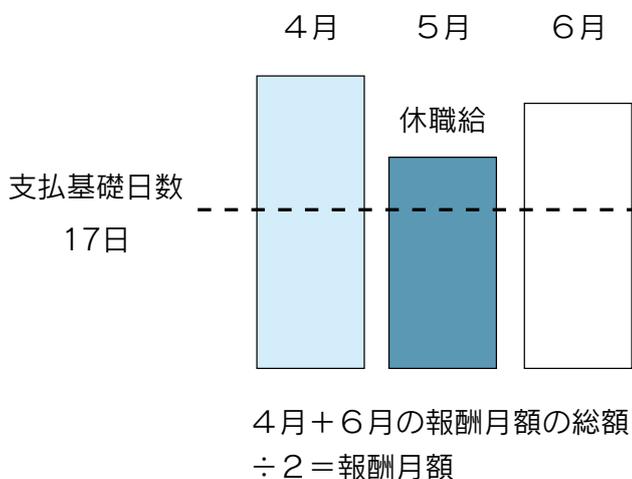
5 定時決定の保険者算定

通常の方法により1月当たりの報酬月額を算定するのが困難なとき、又は算定結果が著しく不当となるときは、組合員の事情を考慮して組合が適当と認めて算定する額を、報酬月額とすることができます。(これを「**保険者算定**」といいます。)

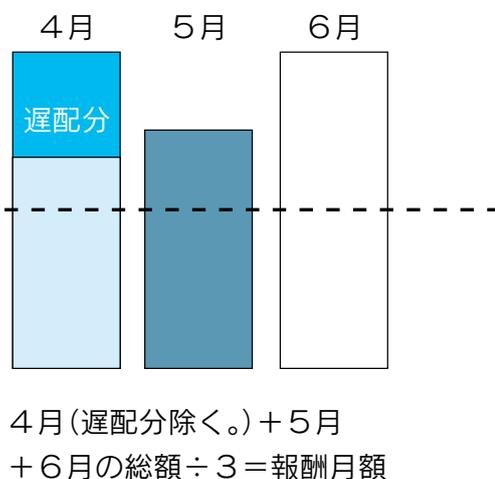
保険者算定代表例

- ① 4月・5月・6月とも無給の場合
従前の標準報酬月額を算定基礎となっている報酬月額を用いて算定します。
 - ② 休職者給与(8割支給)を受けている場合
報酬の支払基礎日数が17日以上であっても算定基礎から除いて算定します。
 - ③ 4月・5月・6月の報酬に、本来、当該月以外に支給されるべき報酬が含まれている場合
当該報酬を除いて算定します。
 - ④ 4月・5月・6月の報酬が、他の月と比較して著しく高い場合
過去1年間(前年7月から当年6月まで)の平均報酬月額に基づき算定することができます。
- ※④の保険者算定を受けるためには、いくつかの条件がありますので詳細は共済事務担当者、又は下記までお問合せください。

②のケース



③のケース



毎年
9月

標準報酬月額の見直しを行います！

共済組合各事業の掛金等の算定基礎となっている標準報酬月額は、資格取得時決定以降、実際に受ける報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年1回、見直しを行っています。（これを「**定時決定**」といいます。）

1 定時決定の対象者

7月1日に組合員である者（休業中、休職中、欠勤者を含みます。）で次に掲げる者以外の者

（定時決定の対象とならない者）

- ① 6月1日以降に資格を取得した者
- ② 7月から9月までのいずれかの月から随時改定等が行われる者



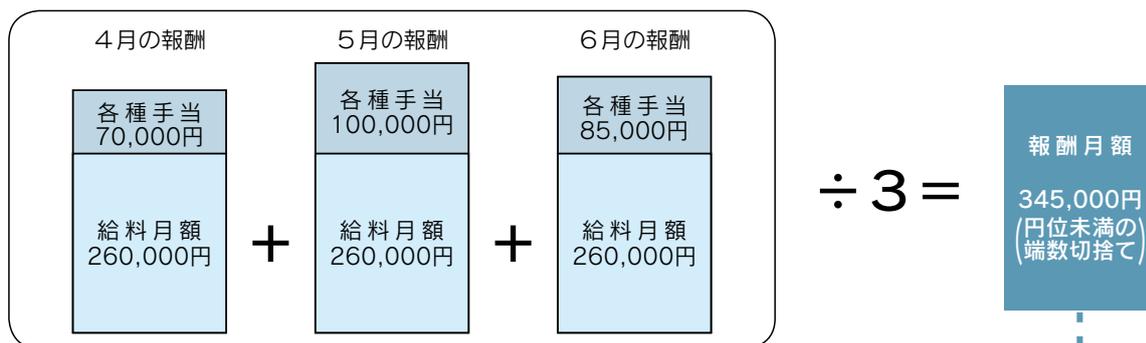
2 定時決定の算定基礎

その年の4月・5月・6月に受けた報酬の総額（ただし報酬の支払基礎日数が17日未満の月は、算定基礎から除く。）

3 定時決定の算定方法

上記報酬総額をその期間数で除して得た1月当たりの報酬月額を標準報酬等級表に当てはめて算定します。

◆ 定時決定のイメージ ◆



標準報酬等級表に当てはめる

標準報酬			
等級			標準報酬の月額
短期給付等事務	長期給付事務		
	厚生年金保険給付	退職等年金給付	
∴	∴	∴	∴
20	21	20	340,000円
21	22	21	360,000円
∴	∴	∴	∴

標準報酬月額

- 短期給付等事務・退職等年金給付
第20級 340,000円
- 厚生年金保険給付
第21級 340,000円

被扶養者の資格調査を実施します！

◆調査対象者

被扶養者全員を対象に行います。ただし、次の①又は②に該当する被扶養者は調査対象から除きます。

- ① 平成30年4月以降に認定された者
- ② 平成30年3月以降に更新手続をした者

◆調査方法

所属所の共済事務担当課(係)を経由して調査を行います。該当する組合員の方は、下表「被扶養者資格調査提出書類一覧表」の区分に応じて必要な書類を、共済事務担当課(係)へ提出してください。

なお、扶養手当が支給されている被扶養者については、所属所において確認が行われますので、共済組合に書類を提出する必要はありません。

◆提出期限

所属所が定める期日までに共済事務担当課(係)に提出してください。

組合員の被扶養者となっている方が、現在も被扶養者としての要件を備えているかを確認するため、本年も7月に「被扶養者の資格調査」を実施します。この調査は、適正な被扶養者の認定を行う上で重要な調査となりますので、組合員の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◆注意事項

扶養認定の要件を満たしていないことが判明した場合は、要件を欠いた日に遡って認定を取り消すこととなりますので、速やかに取消手続をお願いします。

なお、取消日以降に医療機関等に受診されていた場合は、医療費等について返還していただくこととなります。

詳細については、共済事務担当課(係)又は共済組合総務課(TEL 089-945-6315)へお問い合わせください。



被扶養者資格調査提出書類一覧表

区 分	提 出 書 類
① 学生	○在学証明書(平成30年4月1日以降に交付された在学証明書)
② 病気又は負傷等により就労能力に制限を受ける者	○障害者手帳の写し、又は診断書 (※就労が困難である旨の内容記載のもの)
③ 年金・恩給受給者(所得税法上非課税となる遺族年金・障害年金を含む。)	○平成30年度年金改定通知書の写し(紛失等により提出できない場合又は30年度において改定がない場合は、30年6月分の送金通知書の写し)
④ 給与収入のある者	○平成29年分源泉徴収票又は直近の給与明細の写し
⑤ 事業収入等(農業・商業・不動産・その他)のある者	○平成29年分確定申告書(控)の写及び経費内訳書 ○事業収入申立書
⑥ 三親等内の親族のうち同居を要件とする者	○住民票 ○①～⑤の区分に該当する場合は、それぞれの提出書類
⑦ 継続認定(就職活動中)の者	○被扶養者申告書、扶養事実の申立書 ○組合員被扶養者証 ○平成30年度(平成29年分)の所得証明書(更新時) ○求職活動状況申立書(更新時)
⑧ 被扶養者の要件を備えていない者(取消手続の必要な者)	○被扶養者申告書 ○認定要件を欠いた年月日の確認できるもの ○組合員被扶養者証

(注) 1 上記の区分において、複数の項目に該当する場合は、それぞれの提出書類が必要となります。
2 給与条例による扶養手当が支給されている場合は、書類を提出する必要はありません。

被扶養者の認定要件について

被扶養者の認定を受けるためには、主として**組合員の収入により生計を維持していること**、また、次の要件等を満たしていることが必要となります。

《被扶養者の範囲》

「三親等内の親族」であることが要件となります。なお、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹以外の親族については、同居が要件となります。

《収入について》

扶養認定における「収入」とは、所得税法上の「所得額」ではなく、認定時から将来に向かって恒常的に得られる収入の総額をいい、その基準は下表「被扶養者認定の収入基準額表」とおりです。

◎給与収入は、給与所得控除及び各種社会保険料等控除前の収入総額となります。

◎事業収入は、その収入を得るために直接必要となった最小限の経費のみ控除することになります。(所得税法上の所得額とは異なる場合があります。)

◎年金収入は、所得税法上、非課税所得とされている遺族年金、障害年金も収入に含まれます。

《被扶養者の認定の取扱い》

18歳以上60歳未満の者の場合

18歳以上60歳未満の者については、通常、稼働能力を有しており、次の者を除いては、組合員の収入によることなく生計を維持することが可能であると考えられます。

- 扶養手当の支給対象者
- 学生(定時制課程、通信課程、夜間課程の学生を除く。)
- 病気又は負傷のため就労能力を失っている者

「収入がない」又は、「アルバイト等の収入はあるが、認定基準額未満である」などの状況にある場合は、収入状況だけの判断ではなく、次の要件を具体的に調査確認したうえで、認定の可否を判定します。

- ① 就労の意思があるにもかかわらず就労できない具体的な状況
- ② 組合員が扶養しなければならぬ理由
- ③ 組合員がその者を経済的に扶養している事実

父母の場合

父母については、どちらか一方が社会保険に加入している場合、原則として配偶者の社会保険に加入していただくこととなります。父母とも社会保険に加入していない場合であっても次に該当する場合、被扶養者として認定されません。

① 夫婦の扶助義務

夫婦の相互扶助義務(民法第752条)の観点から、夫婦(父母)の一方又は両方の収入が認定基準額未満の場合であっても、双方の収入を合算したとき、その収入額により夫婦(父母)が、社会通念上、生活維持ができると考えられる場合

② 経済的援助

組合員と別居している父母を認定する場合において、組合員の父母に対する経済的援助額(仕送り額)が、父母の収入の総額(仕送り額を含む)の3分の1を下回る場合



被扶養者認定の収入基準額表

区 分	基 準 額
公的年金等を受給している方	年額180万円
※国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、農業者年金など (遺族年金・障害年金を含みます。)	
その他	
上記以外の収入がある方	年額130万円 (月額 108,334円)
雇用保険(失業給付)を受給している方	日額3,612円

※収入が基準額以上となる場合は、被扶養者の認定が受けられません。

退職等年金給付に係る財政状況(平成28年度末)について

地方公務員共済組合連合会

退職等年金給付制度の年金財政方式は、将来の給付に要する費用を事前に積み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっています。この退職等年金給付制度の積立状況を把握するため、毎年、「財政検証」を実施しています。

財政検証では、国共済と地共済を合計した額について、年度末に積み立てておくべき金額(積立基準額)と実際の積立金額の比較を毎年行っています。

平成28年度末の財政検証結果は次のとおりです。

1 平成28年度末の年金財政状況

(単位：億円)

区 分	国共済+地共済	国 共 済	地 共 済
積立基準額 A	5,686	1,550	4,137
積立金(簿価ベース) B	5,698	1,588	4,110
剰余または不足 (B - A)	+ 12	+ 39	△ 27

(注)△は不足を表している。

「積立基準額」は平成28年度末に積み立てておくべき金額であり、国共済が1,550億円、地共済が4,137億円、合計で5,686億円となっています。一方、実際の「積立金」の額は簿価ベースで国共済が1,588億円、地共済は4,110億円、合計で5,698億円でした。

積立金から積立基準額を差し引いた結果、国共済が39億円の剰余、地共済が27億円の不足、合計で12億円の剰余となりました。

なお、現在、地共済で計上されている不足については、将来、制度が成熟することにより発生する剰余等により解消される見通しとなっています。

2 財政再計算の要否

退職等年金給付制度では、少なくとも5年に一度財政再計算を実施することとなっており、次回は平成30年度に実施する予定です。

これとは別に、毎年の財政検証時において、国共済と地共済の合計の積み立て不足額が一定の規模を上回る場合、臨時の財政再計算を実施することとなっています。

平成28年度末においては、国共済と地共済を合計すると、12億円の「剰余」となっていることから、臨時の財政再計算を実施しないこととなりました。

3 国共済と地共済との間の財政調整の実施

退職等年金給付制度では、国共済と地共済の間で財政調整を行うこととなっています。具体的には、財政状態が剰余の共済から不足の共済に対し、その不足額の5分の1(ただし、剰余の共済の剰余額を限度とする。)を拠出することとされています。

平成28年度末においては、国共済が39億円の「剰余」、地共済が27億円の「不足」の状態であったため、国共済から地共済へ平成30年度中に約5億円が拠出される予定です。

地共済年金情報Webサイトのご案内

地共済年金情報Webサイトでは、組合員の皆様それぞれの公務員共済期間に係る以下の内容について閲覧することができます。ただし、すでに老齢又は退職の年金を受給されている方、及び老齢厚生(退職共済)年金の支給開始年齢に到達されている方はご利用いただけません。



閲覧できる内容

- ①年金加入履歴・加入期間
- ②保険料納付済額
- ③標準報酬月額等
- ④年金見込額(※1)
- ⑤給付算定基礎額残高履歴

利用できる方

- ①組合員 ②組合員であった方

ご利用時間

24時間365日
(サーバーのメンテナンス時を除く。)

※1 年金見込額は、確認時点の就業状態、給与額、賞与額等をベースに年金受給額等を試算しているため、実際の金額と異なります。

ご利用手順

1 地共済年金情報Webサイトにアクセス

地共済年金情報Webサイト

共済組合及び連合会のホームページからもアクセスできます。

2 ご利用申込み(※2)

(基礎年金番号・氏名・生年月日・パスワード等を入力)

申込み時に登録したパスワードは必ず控えておいてください。

3 ユーザID通知書の受領

(2~3週間程度)
全国市町村職員共済組合連合会、共済組合からお申込み内容の確認のため、ご連絡をさせていただくことがあります。

4 ユーザID及びパスワードを入力してログイン

閲覧の際に必要な「ユーザID」を記載した「ユーザID通知書」を郵送しますので、大切に保管してください。

※2 住所や名前を変更された方は、共済組合に異動の届出をされてから申込みをしていただきますようお願いいたします。

● 相談窓口 (Webサイト用) ●

全国市町村職員共済組合連合会 年金部年金企画課
☎03-5210-4607 (9時~17時(土・日・祝日を除く))

—ローンで自動車、バイク、家電製品等の購入をお考えの方に—

普通貸付、物資供給事業が便利です

共済組合では、組合員の皆さまが自動車、バイク、家電製品等を購入する場合に必要な資金を貸し付ける制度として、普通貸付(貸付事業)、物資供給事業を行っています。

返済は給与・賞与控除によることから月々の返済にお手間を取らせません。また、一部又は全部の繰上償還の申出を手数料なしで随時受け付けており、賞与月等で余裕があるときに繰上償還を行って返済期間を短縮し、返済総額を節減することもできます。

銀行等からの借入れをお考えの皆さま、共済組合の貸付事業・物資供給事業のご活用を検討してみてください。

また、貸付事業では、普通貸付以外にも住宅貸付、特別貸付(修学・入学・結婚等)の制度があります。各制度内容につきましては本紙面で随時ご紹介しているほか、詳細を共済組合ホームページに掲載していますのでご参照ください。

なお、利用申込みにあたっては、所属所の共済事務担当課(係)へお申し出ください。

	貸付事業(普通貸付)	物資供給事業
貸付(立替)事由	自動車、家電製品等を購入するとき	指定店※から自動車、家電製品等を購入するとき ※指定店は4月号別冊「契約業者(指定店)名簿」又は共済組合HPでご確認ください。
利用限度額	給料月額6か月分(200万円を超えるときは200万円)	200万円
利率(変動) H30.7.1現在	年1.26%	年1.90%
償還(返済)方法	毎月の給料※から定額控除(元利均等償還) ※100万円以上のお申込みのときは賞与併用償還も可能です。	毎月の給料※から定額控除(元利均等償還) ※10万円を超えるお申込みのときは、ご利用額の半分を限度として賞与併用償還も可能です。
償還回数	申込額に応じて定められている回数(最長120回) *共済組合HP掲載の償還表でご確認ください。	60回を限度として利用者が決めた回数 (賞与償還分は月賦期間を限度として利用者が決めた回数)
繰上償還	未償還元金の全部又は特定回数分	毎月又は賞与償還分それぞれの未償還元金の全部又は特定回数分
締切日及び送金日	締切日：毎月5日/15日 送金日：15日/月末(組合員の口座へ送金) *組合員が購入店に支払う。	締切日：毎月5日/20日 送金日：月末/翌月15日(指定店の口座へ送金) *共済組合が指定店に立替えて支払う。
利用制限	他の金融機関等からの借入金及び共済組合(貸付事業・物資供給事業)からの借入金の年間償還額の合計が年収の30%を超える場合、又は毎月償還額の合計が給料月額の30%を超える場合など	共済組合(貸付事業・物資供給事業)からの借入金の年間償還額の合計が年収の30%を超える場合、又は毎月償還額の合計が給料月額の30%を超える場合など

～計画的なご利用をお願いします～

貸付事業における貸付金の資金は、組合員の皆さまが将来受け取ることとなる年金の原資です。貸倒れ事故の発生は保険料の増大を招き、事業の安定した運営に支障をきたすおそれがありますので、無理のない返済計画を立て、ご利用いただきますようお願いいたします。

また、貸付審査にあたっては、申込内容等により、別途審査に必要と判断した書類の提出を求められることがありますのであらかじめご了承ください。

詳細は共済組合ホームページをご覧ください。お申込みは、所属所共済担当課(係)へ。

■物資指定店(変更・取消・追加)

区分	年月日 (変更は届出日)	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品	
変更	H30.3.28	㈱ドライブ	新：伊予郡松前町東古泉571-2 旧：松山市平田町30-4	新：(089)994-8370 旧：(089)997-8870	自動車	
取消	H30.4.23	トヨタカローラ愛媛㈱	中央通 マイカーセンター R11号 マイカーセンター	松山市中央1丁目16-5 松山市北久米町773-1	(089)922-3312 (089)913-7111	自動車
取消			三島店	四国中央市下柏町840-1	(0896)24-5011	
変更	H30.4.24	四国スバル㈱	新居浜店	新：新居浜市東田3丁目乙8-6 旧：新居浜市西喜光地町11-35	(0897)43-5725	自動車
追加	H30.4.25	三原産業㈱ 坊っちゃんスタジアム店	三原車販	松山市保免西4-6-28	(089)965-2555	自動車(車検含む)

ボーナスの預入れ先に最適です！
共済貯金 年利1.0%
(税引後0.79685%)

〔預入〕臨時増額貯金専用の払込用紙を使用することで払込取扱金融機関の窓口から随時行うことができ、給与控除・賞与控除により毎月決まった額を預け入れることもできます。

〔払戻〕「共済貯金払戻請求書」を共済組合に提出することにより組合員本人名義口座へ送金されます。原則として毎週火曜日を締切日とし、3000万円以下、3000万円を超える払戻は月末頃に送金しておりますが、業務上の都合により締切日・送金日を変更することがありますので、共済組合ホームページで「共済貯金払戻スケジュール」をご確認ください。

ご利用の際は、所属所の共済事務担当課(係)へお申し出ください。

【このページについての問合せ先】 共済組合経理課 貯金貸付係 ☎089(945)6316

新組合会議員の紹介



<第2区>
加藤 章 氏
(東温市長)

清水 裕議員(前大洲市長)の退職に伴う組合議員補欠選挙(市町村長が選挙する議員の選挙区第2区)を5月11日に実施した結果、加藤 章氏(東温市長)が当選されました。

新理事等の紹介



<理事(理事長職務代理者)>
武智 邦典 氏
(伊予市長)

5月28日に開催された市町村長議員協議会において、清水 裕理事の退職に伴う役員選挙が行われ、武智邦典理事(伊予市長)が選出されました。また、同日開催の第197回組合会において、理事長職務代理者に、同理事が指定されました。

退職予定者相談会を 開催します

平成30年度に退職を予定されている方を対象に、退職後の医療保険・年金及び互助会の事業に係る相談会を左記日程表のとおり開催します。
退職時の手続や退職後の生活設計の参考に、是非ご参加ください。

参加希望の方は、各所属所の
共済事務担当課(係)までお申出ください。

共済事業に関する懇談会を 開催しています

共済組合では、各共済事業の内容及び現況等を組合員の皆さまにご説明し、ご意見・ご要望を広くお聞きするため、平成28年度から「共済事業に関する懇談会」第2期を県内全市町で開催しています。

本年度は7月と8月に左表のとおり、県内4か所での開催となりました。

なお、日程等の詳細につきましては、該当所属所の共済事務担当課(係)を通じてご案内しております。

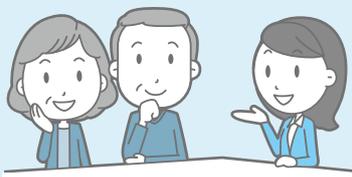
また、懇談会でのご意見・ご要望等につきましては、本紙及び本組合ホームページに掲載させていただきますとともに、各共済事業の発展・充実を図るための参考とさせていただきます。

日程表

	開催年月日	開催場所	対象範囲
平成30年	8月 3日(金)	西条市役所	西条市
	8月16日(木)	西予市役所	西予市
	9月 3日(月)	大洲市総合福祉センター	大洲市・内子町
	10月 1日(月)	未定	四国中央市
	10月15日(月)	八幡浜市役所	八幡浜市・伊方町
	10月22日(月)	えひめ共済会館	伊予市・東温市・松前町・砥部町・久万高原町
	10月29日(月)	新居浜市役所	新居浜市
	11月12日(月)	今治市役所	今治市・上島町
	11月21日(水)	宇和島市役所	松野町・鬼北町・愛南町・宇和島市
11月28日(水)	宇和島市		
平成31年	1月24日(木)～25日(金)	松山市役所	松山市
	2月	えひめ共済会館	全所属所

(注)一部事務組合等(市町総合事務組合を除く。)の組合員は、原則として主たる事務所の所在する市町を対象とした相談会にご参加ください。

開催年月日	開催場所
7月13日(金)	久万高原町
7月25日(水)	砥部町
8月21日(火)	西条市
8月27日(月)	西予市



えひめ共済会館からのお知らせ

えひめ共済会館は、本年**8月31日まで**改修工事中の為、休館いたしております。
組合員の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしておりますが、9月1日には、リニューアルオープンいたしますので、もうしばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。

また、休館中はご予約を**午前7時30分から午後7時30分まで**承っておりますので、9月1日以降のご利用のお申し込みをお待ちしています。



休館中の紹介施設

区分	施設名	住所・電話番号	備考
公的施設等	公立学校 共済組合 にぎたつ会館	松山市道後姫塚118-2 089-941-3939	組合員・被扶養者は、領収書を添えて共済組合へ宿泊利用助成金の請求ができます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;"> 助成額 一人1泊 1,000円 </div> ただし、公務出張は対象になりません。
	国家公務員 連合会 KKR道後ゆづき	松山市岩崎町1-7-37 089-941-2934	
	郵便貯金会館 メルパルク松山	松山市道後姫塚123-2 089-945-6411	
近隣民間ホテル	東京第一ホテル 松山	松山市南堀端6-16 089-947-4411	宿泊利用助成金の請求はできませんが、「えひめ共済会館が休館のため、利用する」旨申し出たときは特別料金が適用されます。 詳細は、電話で直接お問い合わせください。

ご予約・お問い合わせは

えひめ共済会館

TEL 089-945-6311
FAX 089-945-6322

〒790-0003
松山市三番町5丁目13-1

【ホームページアドレス】
<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>
【Eメールアドレス】
e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp



表紙によせて

権現山流しそうめん

(砥部町)

砥部町の清流、中野川の源流にある標高440mの権現山は、三つの山嶽がそびえ立つ連岳峰で、「小型石鎚」、「広田石鎚」、「伊予の西石鎚」とも呼ばれています。神秘的な緑に包まれる権現山の麓で開催される「権現山流しそうめん」は、大豆を使った手作りのダシが大好評です。

【日時】7月1日(日)～9月2日(日) 10時～16時30分

【場所】砥部陶街道五十三次32番 権現山休憩所(伊予郡砥部町総津1548番地)

【料金】中学生以上600円 小学生300円 小学生未満200円

【問合せ先】権現山休憩所
☎089(969)2152

— 組合の現況 —

(平成30年5月末現在)

◎所属所数	41
◎組合員数	14,606人
男	9,372人
女	5,234人
◎平均標準報酬月額(短期)	376,599円
◎被扶養者数	15,847人
(含任継)	内136人
◎任意継続組合員	221人
◎年金受給者数	17,872人